

『古賀市アライグマ防除実施計画』を策定するにあたって

◆アライグマについて

- ・「外来生物法」に基づき、「特定外来生物」に指定
- ・「外来種被害防止行動計画」(平成 27 年 3 月)において、「緊急対策外来種」に指定

◆古賀市での発見捕獲等の状況

- ・令和 3 年 7 月:薬王寺水辺公園ビホ-プ 付近でアライグマと思われる足跡を確認
- ・令和 3 年 9 月:古賀清掃工場付近の道路上でアライグマの死骸を確認し、回収
- ・令和 3 年 10 月:筵内地区の監視(観測)カメラにてアライグマを確認

※現在、上記以外のアライグマと特定された発見の報告や被害の報告は確認できていません。

◆福岡県の「発見捕獲」及び「アライグマ防除実施計画の策定」の状況

- ・県内では、農作物の被害や捕獲個体数をみると、野生化したアライグマの生息分布が急激に拡大しているといえる
- ・40 市町村で発見捕獲
(近隣では、宮若市、福津市、福岡市などでも発見捕獲されています)
- ・実施計画の策定状況:17 市町

◆計画の策定根拠等

- ・「アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方)」(環境省:平成 23 年 3 月)
- ・「生物多様性基本法」第 13 条
- ・「第2次古賀市環境基本計画」A-①「外来種対策」
- ・「生物多様性古賀戦略」

◆計画の概要(一部抜粋:計画(案)全文は、別添)

- ・防除を行う区域:古賀市全域 計画(案)3…1^①
- ・防除を行う期間:防除の確認を受けた日から、令和 13 年 3 月 31 日 計画(案)4…1^②
※防除の確認とは、国が策定した防除実施計画に沿って地方自治体が防除を行う場合、主務大臣による「防除の確認」を受けることができるというものです。
- ・防除の目標:新たな定着又は生息域の拡大をふせぎ、最終的には防除を行う区域から完全排除することを目標とする。 計画(案)6…2^③
- ・捕獲従事者:原則として、鳥獣保護管理法による狩猟免許(わな猟免許)を有する者
※狩猟免許を有しない者であっても、講習受講者なども捕獲従事者に含む 計画(案)7(4)…3^④
- ・使用するわな及び設置場所:基本的に箱わなを用い、必要に応じて前肢拘束式わなを設置
計画(案)7(4)…3^⑤

- アライグマは野生の哺乳類であり、鳥獣保護管理法の適用を受けるため、自由に捕獲できるわけではない。
- 主要な捕獲基材である“箱わな”は原則狩猟免許を保持していないと運用できない。
- 外来生物法により保管や移動に規制がかけられており、生きたまましばらくの飼養や運搬はできない。

アライグマの捕獲に関する各制度の概要

	外来生物法に基づく 防除実施計画の確認	鳥獣保護管理法に基づく 捕獲許可	狩猟行為
目的	特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止	野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等	—
禁止猟法等	使用できない	許可を受ければ使用できる	使用できない
法定猟具(箱わな等)	講習会の受講により使用できる	許可を受ければ使用できる	狩猟免許所持者のみ使用できる
捕獲数量・期間	複数年の計画期間、捕獲数量の上限なし	捕獲数量、捕獲期間(最長1年)を決めて申請	猟期のみ、捕獲数量の上限なし
捕獲個体の取扱い	生きている捕獲個体の運搬等を伴う防除が可能	生きたまま移動させることはできない(捕獲現場での殺処分又は地方公共団体職員等への引渡し)	
権限	地方環境事務所長及び地方農政局長	都道府県知事または地方環境事務所長	都道府県知事
確認、許可等を受ける主体	地方公共団体、民間団体ほか	個人	個人

《外来生物法に基づく防除を行うメリット》

- ・非免許所持者でもわな等を運用し、アライグマの捕獲を行うことができる。
- ・講習会を開催し、必要な人材を養成することで防除従事者を増やしていくことができる。
- ・移動等の制限について適用が除外されるため、捕獲個体の一時保管や処分場所までの運搬が可能。

アライグマに特化した対策が必要な理由

◆他の緊急対策外来種との比較

和名	対策優先度	評価項目※2								
	被害の深刻度 ※1	生態系被害			分布拡大		重要地域	特に問題となる被害		逸出・ 拡散
		競合	交雑	捕食摂食	繁殖	気候		人体	経済産業	
アライグマ	①②③④	○	—	◎	○	◎	◎	○	—	◎
オオクチバス	①②③④	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	○	◎
セアカゴケグモ	④	—	—	○	—	—	—	◎	—	○
アカミミガメ	①	◎	—	○	—	○	—	—	○	◎

※1 被害の深刻度に関する基準

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす

※2 評価項目(侵略性の評価)

「◎」…情報が有り、その評価基準について「強い」「高い」「大きい」又は「可能性が高い」といえる。

「○」…情報が有り、その評価基準について「ある」又は「可能性がある」といえる。

「×」…情報が有り、その評価基準について「基準を満たさない」「ない」といえる。

「—」…現時点では、該当する情報を得ていない。

◆鳥獣との比較

	古賀市での扱い	目的	捕獲	捕獲個体の移動	捕獲の方法
イノシシ	有害鳥獣	生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等	粕屋郡猟友会古賀支部	不可(地方公共団体職員等へ引渡し)	銃器・わな
ニホンジカ	有害鳥獣	同上	同上	同上	同上
アナグマ	有害鳥獣	同上	同上	同上	箱わな
タヌキ	狩猟鳥獣	—	登録狩猟(狩猟免許・登録を受けた者)		法定猟具
アライグマ	特定外来生物	生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止	講習受講者	生きている捕獲個体の運搬可能	箱わな・前肢拘束式わな